受託研究契約書（サンプル）

受託者　学校法人　長崎総合科学大学（以下「甲」という。）と委託者 株式会社 ○○○○○○（以下「乙」という。）は、次により受託研究契約を結ぶものとする。

第１条　乙は、以下の内容の研究（以下「本研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを実施する。

一　研究名　「○○○○○○○○○○○○○に関する研究」
二　研究に要する経費　金○，○○○，○○○円（消費税及び地方消費税含む）
三　研究期間　契約日から平成○○年○月○日まで
四　研究担当者　長崎総合科学大学○○○○○○ 教授 ○○ ○○

第２条　乙は、本研究に要する経費（以下「研究費」という。）を平成○○年○月○日までに学校法人 長崎総合科学大学 総務企画課に納付することとする。

２．乙は、前項に定めた納付期限までに前項の研究費を納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

第３条　甲は、乙が納付した研究費については、原則として返還しないものとする。

第４条　乙は、本研究の委託を一方的に取り消すことはできない。

第５条　甲および乙が本研究の結果生じたものと認めた成果（以下「成果」という。）、およびその成果に基づく工業所有権（特許、実用新案、意匠および商標を受ける権利、ならびに当該権利をいう。）や著作権の帰属は、原則として甲に帰属するが、甲乙間で協議できるものとする。

第６条　甲および乙が本研究に関し、相手方から取得した技術上、営業上の情報について研究期間中ならびに研究終了後○年間は秘密の保持を行うものとする。

第７条　研究費により取得した機器備品等は、甲に帰属するものとする。

第８条　甲は、止むを得ない理由があるときは、本研究を中断し或いは中止し、または研究期間を延長することができるものとする。この場合において、甲はその責めを負わないものとする。

第９条 甲は、本研究が完了したときは、完了後２カ月以内に研究成果報告書を乙に提出するものとする。

第 10 条 甲は、前条の研究成果報告書を提出した後、乙の事前の書面による承諾を得てその結果を公表することができるものとする。

第 11 条 本契約についての必要な細目は、別に定める長崎総合科学大学受託事業規程によるものとする。

第 12 条 本契約に定めない事項について、これを定める必要があるとき、また本契約の各条項の解釈に懐疑が生じた事項について、甲乙協議の上、誠意を持って円満に解決をはかるものとする。

以上の約定を証するものとして，本契約書を２通作成し、各１通を所持するものとする。

平成○○年○○月○○日

甲　長崎市網場町５３６
学校法人　長崎総合科学大学
理 事 長　立　石　暁　㊞

乙　○○○○○○○○○○
株式会社　○○○○○○
代表取締役社長　○ ○　○ ○　㊞